《積立定期預金規定》
〈確定日型〉

1. （預入れの期限等）
   ⑴ この預金は、通帳記載の満期日の３か月前までは自由に預入れができます。
   ⑵ この預金の預入れは１回 100 円以上とします。預入れのときは必ずこの通帳を持参してください。
   ⑶ この預金は、取引店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。
2. （預金の支払時期）
   この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。
3. （証券類の受入れ）
   ⑴ 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
   ⑵ 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。
4. （利息）
   ⑴ この預金の利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の方法で表示する自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。ただし、契約期間が３年以上の場合には、満期日からさかのぼって２年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの期間が１年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫所定の方法で表示する自由金利型定期預金（M型）利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日)から適用します。
   ⑵ この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
   ⑶ 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき正当な事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。
   ⑷ 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、この預金を満期日前に解約する場合、および第６条第２項の規定によりこの預金を解約した場合には、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率(小数点第４位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
      ① ６か月未満……上記⑴の適用利率×20%
      ② ６か月以上２年未満……上記⑴の適用利率×20%
      ③ ２年以上３年未満……上記⑴の適用利率×40%
   ⑸ この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。
5. （反社会的勢力との関係遮断）
   この預金口座は、第６条第２項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第６条第２項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
6. （預金の解約、書替継続）
   ⑴ この預金を解約または普替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに取引店に提出してください。
   ⑵ 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
      ① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
      ② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のい

ずれかに該当することが判明した場合
A．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
B．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
C．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
D．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
E．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難きれるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
A．暴力的な要求行為
B．法的な責任を超えた不当な要求行為
C．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
E．その他前各号に準ずる行為

以上

〈エンドレス型〉

1. （預入れの方法）
⑴ この預金の預入れは 1 回 100 円以上とします。預入れるときは必ずこの通帳をご持参ください。
⑵ この預金は、取引店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2. （証券類の受入れ）
⑴ 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
⑵ 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、受入店で返却します。

3. （預金の種類、期間等）
この預金は預入れのつど、預入日の 1 年後の応当日を据置期間満了日、3 年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金として預入れるものとします。

4. （自動継続等）
⑴ この預金は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって、前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
⑵ 継続された預金についても前 1 項と同様とします。

5. （預金の支払時期等）
⑴ この預金は、継続停止の申出があった場合に、次項以下に定める満期日以後に支払います。
⑵ 満期日は、据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定する場合は、当店に対してその 1 か月前までに通知を必要とします。
⑶ 満期日は、前項に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。なお、預金残高の一部について満期日を定める場合には、1 万円以上の金額で指定してください。
⑷ 第 2 項または第 3 項による満期日の指定がない場合は、最長預入期限を満期日とします。
⑸ 第 2 項または第 3 項により定められた満期日以後に解約されないまま 1 か月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、同項による満期日の指定はなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

6. （利息）
⑴ この預金の利息は、預入日から満期日（継続するときは最長預入期限）の前日までの期間について、預入日現在における店頭表示の次の利率を用いて、1 年複利の方法で計算します。
① 預入日から満期日までの期間が 1 年以上 2 年未満の場合……「2 年未満」利率
② 預入日から満期日までの期間が 2 年以上の場合……「2 年以上」利率

⑵ この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の第１項の利息（継続を停止した場合の利息を含む）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について、約定利率×40％の利率によって計算します。

⑶ 継続された預金の利息についても第１項および第２項と同様の方法によります。ただし、利率は金融情勢に応じて変更します。この場合新利率は変更日以後に継続する預金から適用します。

⑷ 債権保全の必要があるとき、その他当金庫が満期日前の解約を拒絶すべき正当な事由があると認めたときは、この預金は満期日前に解約できません。

⑸ 当金庫がお客様からの解約請求に応じる場合、当金庫が債権回収のためにこの預金を解約する場合など、満期日前に解約する場合、および第８条第３項の規定によりこの預金を解約した場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について預入日現在における当金庫所定の方法で表示する期限前解約利率によって計算し、この預金とともに支払います。

⑹ この預金の付利単位は１円とし、１年を 365 日として日割で計算します。

7. （反社会的勢力との関係遮断）

この預金口座は、第８条第３項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第８条第３項各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

8. （預金の解約、書替継続）

⑴ この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳とともに取引店へ提出してください。

⑵ この預金は、預金残高の合計額の一部に相当する金額を１万円以上の金額で払戻請求することができます。

⑶ 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

Ａ．暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

Ｂ．暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

Ｃ．自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

Ｄ．暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

Ｅ．役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

Ａ．暴力的な要求行為

Ｂ．法的な責任を超えた不当な要求行為

Ｃ．取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

Ｄ．風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

Ｅ．その他前各号に準ずる行為

9. （規定の準用）

この規定に定めのない事項については、「期日指定定期預金規定」により取扱います。

以上